

## 第6回 新宿区基本構想審議会 会議要旨

### 1 開催年月日

平成28年11月8日（火） 午後5時～7時

### 2 会場

新宿区役所 本庁舎5階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 新宿区基本構想審議会委員

金安岩男会長、植村尚史会長代理、小野田弘士委員、野澤康委員、浅見純子委員、石田孝子委員、今井康之委員、大浦正夫委員、金澤由利子委員、金子和子委員、木島富士雄委員、小池玲子委員、関根恵美子委員、只野純市委員、辻彌太郎委員、土屋慶子委員、林直樹委員、福井清一郎委員、八名まり子委員、山下馨委員、下村治生委員、有馬としろう委員、赤羽つや子委員、近藤なつ子委員、志田雄一郎委員、ふじ川たかし委員  
(欠席：植田浩史委員、神長美津子委員、久田嘉章委員、大崎秀夫委員、海東和貴委員、二藤泰明委員、馬場章夫委員、船木充実委員、佐原たけし委員)

#### (2) 事務局

総合政策部長、企画政策課長  
都市計画部長、都市計画課長、都市計画部副参事（まちづくり計画等担当）、  
新宿駅周辺整備担当課長、防災都市づくり課長

### 4 主な内容

#### (1) 審議

新宿区基本計画（骨子案）について

- ・施策体系について
- ・個別施策について
- ・各主体の主な役割（例示）について

#### (2) その他事務連絡

## 5 発言要旨

○金安会長 それでは、定刻になりましたので、第6回基本構想審議会を始めます。

はじめに、事務局から、出欠状況の確認と事務連絡があります。

○菅野企画政策課長 事務局の企画政策課長、菅野でございます。本日もよろしく願いいたします。

本日の出欠状況をご報告いたします。

ただいまご出席いただいております委員は、24名です。委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、ご欠席の連絡をいただいております委員は、神長委員、久田委員、佐原委員、大崎委員、海東委員、二藤委員、馬場委員、船木委員でございます。まだお見えでない委員の方は、後ほどいらっしゃることと存じます。

次に、区の出席者をご紹介します。

総合政策部長でございます。

○針谷総合政策部長 針谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 都市計画部長でございます。

○新井都市計画部長 新井です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 都市計画課長でございます。

○森都市計画課長 森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 まちづくり計画等担当副参事でございます。

○竹内都市計画部副参事（まちづくり計画等担当） よろしく願いいたします。

○菅野企画政策課長 新宿駅周辺整備担当課長でございます。

○木内新宿駅周辺整備担当課長 木内です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 防災都市づくり課長でございます。

○小菅防災都市づくり課長 小菅でございます。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 次に、本日の資料を確認をさせていただきます。

はじめに、事前送付資料でございます。まずA3横の基礎資料、施策体系についてです。ご意見を踏まえまして、施策の体系を修正しております。

次に、A3横の第6回基本構想審議会資料でございます。皆様からのご意見を踏まえまして、修正、また加筆した箇所は朱書きと黄色のマーカーで示してございます。また、ご意

見と施策の方向性が合致している部分やご意見と関連する部分についても、黄色のマーカーで示してございます。

次に、A 4 縦の各主体の主な役割（例示）でございます。こちらは、審議会や起草部会において、公助だけではなく自助も必要ではないか、また、区と区民の役割を明確に等のご意見がありましたので、作成したものでございます。

次に、本日配付をさせていただいた資料でございます。

A 4 縦の施策体系と計画内容のあらましでございます。こちらは、個別施策ごとに説明を行いました、めざすまちの姿・状態を一つにまとめたものでございます。

次に、A 4 横の参考資料、ご意見一覧でございます。こちらは、これまで審議会で頂戴いたしましたご意見、また、ご意見カードでいただきましたご意見等を一覧にまとめたものでございます。

次に、A 4 縦の冊子、骨子案でございます。事前に配付をいたしましたA 3 横の審議会資料、こちらを冊子としての形としてまとめたものでございます。

ここで資料に関しまして、補足をさせていただきます。

本日の資料は、主に起草部会で使用いたしました資料をもとに作成してございます。起草部会では、本日の資料にございますA 3 横の第 6 回基本構想審議会資料と同様に、ご意見を踏まえて修正や加筆を行ったところや、ご意見と施策の方向性が合致している部分などにつきまして、黄色のマーカーでお示ししてご意見をいただきました。また、施策体系の整理や各主体の主な役割についてもご意見をいただきました。

起草部会の皆様には、会議の出席だけでなくメールでもご意見やご助言をいただいております。お忙しい中ご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、本日机上にA 4 縦の新宿区基本構想審議会起草部会要綱を配付しております。こちらは、以前、本審議会において配付をいたしました、起草部会で決定した要綱と別のものを誤って配付をしておりましたので、改めて配付をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

次に、A 3 横の基礎資料、新宿区総合計画についてです。こちらは、第 1 回から配付している基礎資料でございます。

次に、A 4 縦の区民討議会実施報告書という冊子です。こちらは、6 月に開催した区民討議会の実施報告書を参考として配付をさせていただいたものです。

資料が多くて恐縮ですが、次に、都市計画審議会で現在審議を行っていただいております

都市マスタープランが掲載をされているまちづくり長期計画（骨子案）、こちらも参考として配付をさせていただいております。

そして、ご意見カードの白紙でございます。会議中にご発言いただけなかった委員につきましては、この用紙にご記入いただければと思います。

また、前回の審議会終了後に委員からご提出いただきましたご意見カードの写しについて、本日机上に配付をさせていただいております。

最後に、本日机上に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の広報PR用のバッジを配付させていただいております。こちらは、東京都からオリンピック・パラリンピックの気運醸成のために配付をされているというものでございまして、審議委員の皆様方にもお配りさせていただきましたので、どうかご活用いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから本日の審議に入ります。

本日は、皆様のご意見をもとに作成した骨子案について、確認したいと思います。

起草部会の部会長でいらっしゃる植村委員からご説明を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○植村会長代理 それでは、ご説明申し上げます。

起草部会では、この審議会で出されました原案から、この審議会の皆様方からいただきましたご意見をもとに、その施策の体系の見直し、あるいは施策の方向性につきまして、具体的に修正、加筆ということを行いました。

また、ご意見と、それから施策の方向性を確認いたしまして、このご意見が合っているといえますか、施策の方向性と同じ考えのご意見であるという、そういう点についても確認をさせていただいております。

また、この計画といえますか、基本計画でございますので、内容的に具体的な施策の実施などにかかわる部分の意見については、具体的にこの文書を加筆修正するというのではなくて、施策の実施の中でご意見を踏まえて進めていく、あるいは個別の計画づくりの中で進めていくという、そういった整理も行わせていただいております。

それでは、具体的な修正箇所などの部分につきましては、詳しくは事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。それでは、説明をさせていただきます。

資料にお戻りいただきまして、まず新宿区基本計画（骨子案）、こちらの説明をさせていただきます。

はじめに、こちらのつくりの説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、まず目次がございます。

総合計画についてということで、1番、計画の体系について、2番が総合計画のイメージ図、3番が新たな総合計画の策定、4番が骨子案の施策体系ということでございまして、その後に基本計画（骨子案）といたしまして、基本政策ⅠからⅤについての記載がございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

こちらが総合計画でございまして、まず1番、計画の体系についてというところがありまして、基本構想、総合計画、実行計画という記載がございます。

基本構想につきましては、基本理念、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢、また、めざすまちの姿として、「新宿力」で創造するやすらぎとにぎわいのまちというところがございます。「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という自治の力を象徴的にあらわしたものでございます。こちらが基本構想ということでございまして、こちらにつきましては、これまでもご説明させていただいておりますが、今回の総合計画の策定に当たっては継承するというところで行ってございます。

次に、総合計画ですが、こちらが基本計画と都市マスタープランの性格もあわせ持ち、一体的な計画として策定するというものでありまして、本日は基本計画部分の骨子案についてご議論いただくというものでございます。

2ページにつきましては、その総合計画の策定のことについて記載をしております、平成30年度から39年度の10年間の計画で、5つの基本政策をベースに策定していきますということで、これまでの審議会でも基本政策ごとにご議論をいただいております。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

こちらが骨子案の施策体系でございまして、若干変更がありますので、後ほど説明をさせていただきます。

その右のページからが、基本計画の骨子案でございます。

また、おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。まず、骨子案の構成でござい

ございますが、左の上からです。まず基本政策Ⅰということで、暮らしやすさ1番の新宿ということがございまして、その1つ目の個別施策の1-1ということで、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実となっております。

そこから1番といたしまして、「めざすまちの姿・状態」というものがありまして、2番として「現状と課題」、6ページの3といたしまして「施策の方向性」、おめくりをいただきまして、8ページには、各主体の主な役割（例示）というものでございます。

こちらが、先ほどご説明をさせていただきました別刷りで、各主体の主な役割（例示）として、現在の総合計画でも区の役割だけではなく、区民、事業者などの役割が記述されているということを踏まえまして、今回、骨子案に記載をさせていただくというものでありまして、構成はこのようになってございます。

先ほど説明をいたしましたA3横の、これまで審議会でご議論をいただきました資料のつくりと少し照らし合わせてご覧いただければと思いますが、これまでご議論いただきました審議会の資料といたしましては、最初に取り組み状況、成果、次に現状、課題、それからめざすまちの姿・状態、施策の方向性という、まず、現状をご説明させていただき、めざすまちの姿と施策の方向性をご説明をさせていただき、個別施策ごとにご議論をいただいております。それに基づいた加筆や、様々な修正等につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

A3の資料の4つの項目について、先ほどの骨子案の5ページをご覧いただければと思いますが、順番が若干違ってございますが、骨子案のほうは、めざすまちの姿・状態が1番、現状と課題が2番、それから施策の方向性が3番で、各主体の主な役割が4番という形に個別施策ごとになっているところをご理解いただければと思います。

それを踏まえまして、資料の説明に入らせていただければと思います。

資料が多くて恐縮ですが、まず基礎資料、施策体系についてというところをご覧いただけますでしょうか。

A3、1枚の基礎資料、施策体系についてということで、左側に施策体系（現）、右側に施策体系（案）と書いてあるものでございます。よろしいでしょうか。

こちらは、起草部会におきまして、個別施策のバランスを見て整理をしてはどうかというご意見への対応をしたものでございまして、具体的に申し上げますと、基本政策のⅠ、個別施策の4、左側の施策体系の（現）というところをご覧ください。基本政策のⅠの4番、成年後見人等による権利の擁護について、ご意見がございました。こちらは、高齢者、障

害者などの就労支援に取り組む9番の、だれもが地域で働き続けられるしくみづくりと統合をさせていただきました。さらに、審議会でも何度かご意見をいただきました住宅施策についても、こちらを組み込むという趣旨のもとに、成年後見、就労支援、住宅といった生活を支える施策といたしまして、右側の9番、地域での生活を支える取組みの推進、こちらを新たに立てさせていただいたというものでございます。

次に、変更前の基本政策Ⅰの10番、地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営の推進についてです。こちらは個別施策の名称にございます区政運営の推進というところを、まちづくりの推進に変更させていただいたというものでございまして、区政運営の推進といいますと、主に基本政策のⅣ、Ⅴの色合いが強いかないというところで変更させていただき、地域の課題を区民が主役となって解決し、まちづくりを推進していくといった趣旨で、今回、まちづくりの推進という形に案では変えさせていただいているものでございます。

続きまして、基本政策のⅣをご覧ください。

こちらでは、個別施策、左側2番、資産（建築物）の長寿命化と3番、公共施設の有効活用、こちらを統合いたしまして、右側の基本政策のⅣの2番、公共施設マネジメントの強化とさせていただいております。これは施設の長寿命化と有効活用は一体的に取り組むべきものであるということから整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、次にA4縦の各主体の主な役割（例示）をご覧ください。

こちらは、先ほど骨子案の施策ごとの4番に載っていたものでございますが、こちらは、審議会や起草部会において、公助だけではなく自助も必要、区と区民の役割を明確にとのご意見があり作成をしたものでございまして、現在の総合計画においても、区の役割だけではなく区民、事業者などの役割を記述してございます。

恐縮ですが、また資料を見ていただいでよろしいでしょうか。緑の大きな冊子がボックスのほうに入っております。基本構想・総合計画の冊子で緑の一番厚いものでございます。こちらの48ページをご覧ください。

こちらが現総合計画ですが、こちらの48ページの中段に4とありまして、各主体の主な役割といたしまして、区民、地域組織、NPO、コミュニティグループなど、また事業者、また区（行政）ということで、こういった記載、例示がされておるといふところをおわかりいただけるかと思っております。

このように、現在の総合計画でも区の役割だけではなく、区民、事業者などの役割を記述

しておるといふことをごさゝいまして、一部の個別施策だけではなくて、基本政策ⅠからⅢのまちづくりに関する個別施策を対象に作成をしております。

また、基本政策のⅣとⅤにつきましては、区政運営全般にかかるものでございまして、基本的に役割は区となりますので、14ページまではⅠからⅢの基本政策の各主体の主な役割を記載しております。

この各主体の主な役割については、骨子案を取りまとめる際にそれぞれの個別施策に記述してまいりますので、今回お示ししたというものでございまして、1つ簡単に事例を紹介させていただきますと、1ページをご覧ください。

こちらはⅠ、暮らしやすさ1番の新宿ということの個別施策の1、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取り組みの充実といたしまして、主な役割、右側ですが、区民は、健康に対する意識の向上、健康づくりの実践、地域における健康づくり活動への参画、望ましい食習慣の形成などが記載してございます。

次に、地域組織、NPO、コミュニティグループなどということで、健康づくりについての学習・実践の場の提供、地域における健康づくり活動の実践などを示してございます。

次に、医療機関などということで、専門的な相談・情報の提供、安心できる医療サービスの提供、地域の健康づくり活動との連携とございます。

次に、事業者の役割といたしましては、従業員の健康増進がございます。

次に、区といたしまして、意識啓発事業や情報提供、区民一人ひとりの健康づくりへの支援、地域における健康づくり活動への支援、健康づくりのための環境整備、地域保健・医療・福祉体制の充実といったような、このような記載をしておるといふものでございまして、あくまでも例示ということで全てではないと、このような役割を示してあるという資料でございまして、こちらが骨子案の4にそれぞれ個別施策ごとに入っております。

次に、A3横の第6回新宿区基本構想審議会資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらの資料でございしますが、皆様からのご意見を踏まえて、修正や加筆を行った部分につきましては、朱書きと黄色のマーカーで示してございます。また、ご意見と施策の方向性が合致している部分やご意見と関連する部分についても、黄色のマーカーで示してございます。

何点か具体的に説明をさせていただきたいと存じますが、本日配付をさせていただいております参考資料の基本構想審議会意見一覧を合わせてご覧いただきたいと思います。

まず、こちらの意見一覧ですが、これまで第1回から審議会の皆様方にいただきましたご

意見全てにつきまして、記載をさせていただきます。また、ご意見カードを頂戴しましたものも全て記載をさせていただきます。基本政策、個別施策、また意見の要旨、発言区分、発言日、またはカードの提出日と、また意見か質問か、その他かということで一覧にさせていただきます。一番右側に考え方等とございますが、こちらに起草部会でのご審議を踏まえた考え方を記載させていただきます、全部で337のご意見等について示させていただきますのでございます。

それでは、基本構想審議会資料とただいまの意見一覧を一緒にご覧いただければと思います。

まず基本構想審議会資料の2ページをご覧ください。

2ページの右側の下から2番目、こころの健康支援というところがございまして、その右側に吹き出しで矢印が書いてありますが、こちらはご意見を反映させていただいたというものでございまして、自殺対策について加筆すべきとの趣旨のご意見を踏まえ記述を加えておりますというもので、先ほどの意見一覧の140番をご覧くださいければと思います。

19ページの下から3番目の140番ということでございまして、140番の考え方という一番右側の欄をご覧くださいますと、ご意見を、こころの健康支援に「区民が気軽に相談できる相談事業を実施し、自殺防止対策を強めます。」を追加してはどうかというご意見カードを踏まえて、自殺対策についても記述しますということで考え方として示してございます。具体的には、A3の資料の2ページ目の右下のこころの健康支援というところに朱書きで最後の行がございまして、「あわせて、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。」という記述を加えたということでございます。

続きまして、A3の7ページでございます。大きいほうでございます。

こちらの左側の施策の方向性の右側に吹き出しが2つございますが、その右側をご覧ください。「多様さ」だけではなく、「親と子の育ちの場を作る子育て支援」のような質に関わる内容があると良い」との趣旨のご意見を受け、記述を加えたというものでございまして、「多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場を作る子育て支援」の最後に、「様々な子育て支援サービスが、子どもの育ちの場であるとともに、親の育ちを促していく場となるよう、内容の充実を図っていきます。」という記述を加えたものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

吹き出しのほうでいいますと上から2番目でございますが、施策の方向性の1つ目の学校の教育力の向上の2つ目の黒丸についてですが、「若い教員が指導で悩むことも多い」と

の趣旨のご意見など、教育に関するご意見を踏まえ、授業力強化・向上と課題を組織的に解決と言った記述を加えました。こちらは意見一覧の57番のご意見に対応させていただいたというものでございまして、実際の記述ですが、「教育課題研究校による研究・発表等を通じて、教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。」という記載です。

次に、「学校経営力やOJT等による教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組みを支援し、子どもや家庭を取り巻く環境の変化等に伴い複雑化・多様化する課題を学校が組織的に解決していくことができるよう支援していきます。」という記述を加えたというものでございます。

続きまして、A3の資料の14ページをお願いいたします。

個別施策の8、地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進というところでの施策の方向性として、1つ目の町会・自治会及び地域活動の支援というところで、こちらは対象となる活動団体がわかるように記述を修正したということと、右側の吹き出しにございますが、若者が社会で活躍できる発想を入れてほしいとのご趣旨の意見を踏まえ、若者等の自治活動や将来の担い手といった記述を加えたというもので、こちらは意見一覧の63番のご意見を反映したというものでございます。

町会・自治会及び地域活動への支援というところの3番目の黒丸が、町会・自治会の次に「地区協議会」というところの記載を加えるとともに、「その結果、新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることを目指します。」という記述を加えたものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

個別施策9、地域での生活を支える取り組みの推進の施策の方向性の3番目、一番下でございます。こちらは「住宅施策も記述してほしい」との趣旨のご意見を踏まえ、本個別施策に記述を加えたというものでございまして、意見一覧の67番、また203番というご意見をいただいたもので、記述した内容は「住み続けられる住宅・住環境」というところを追加いたしまして、「高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、事業者と連携した住宅の供給、住み替え等支援を行うとともに、既存の公営住宅の活用を図ります。」という記述を加えたというものでございます。

続きまして、1A3の資料の19ページをお願いいたします。

こちらは「水害対策に取り組むべき」とのご趣旨のご意見を踏まえまして、「水害対策」の項目を設けて記述を加筆修正したというもので、意見一覧の90番、96番、133番、174番と多数頂戴しまして、右側の施策の方向性の最後、「水害対策」といたしまして、「都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、道路の透水性舗装や浸透ますなどの雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。」、また「水位警報（サイレン）装置や防災行政無線により、避難勧告等の水害情報の伝達を行います。」というところを加筆しまして、これは98番の「避難勧告について記載すべき」というご趣旨のご意見も踏まえたものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

こちらは高度防災都市の個別施策の2、災害に強い体制づくりといたしまして、施策の方向性の1番、防災意識と地域の防災力の向上の2番目でございますが、「商店会との連携について記載してほしい」とのご趣旨のご意見を踏まえまして、町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図ります。」と記述を加えさせていただいたものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

感染症予防、拡大防止のところの食の安全対策ですが、一番下の「食品添加物等の課題を挙げて対応すべき」との趣旨のご意見を踏まえ、記述を加えました。意見一覧の122番でございます。「国など関係機関との情報共有、連携の強化を図り、輸入食品の検査などグローバル化等への対応を適切に行い、食の安全を推進していきます。」という記載をしてございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

こちらは暮らしやすい安全で安心なまちのうち、良好な生活環境づくりの推進というところで、路上喫煙対策についての部分でございますが、路上喫煙対策を語る際には受動喫煙の防止の目的も記述するべきであるというご意見を多数頂戴いたしまして記述を加え、修正したというものでございまして、路上喫煙対策といたしまして、「ポイ捨てや受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。」という記載と、その2つ目ですが、「喫煙所について、受動喫煙への配慮など更なる対策のため、喫煙所の

整備を進めていきます。」という記載をしたものでございます。

続きまして、31ページをご覧ください。

賑わい都市・新宿の創造の個別施策の3、地域特性を活かした都市空間づくりの施策の方向性に関しまして、右側の真ん中の3番目の吹き出しですが、地区計画を策定した住宅地でのその後のマネジメントが問われる。そのようなことを書けないかとの趣旨のご意見を踏まえて記述を追加したというものでございまして、意見一覧の192番でございまして、地区計画等のまちづくりルールの方策の最後に、「また、ルールを定めた後の運営体制についても支援していきます。」という記述を加えたものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくりの施策の方向性として、ユニバーサルデザインまちづくりの推進がありますが、その最後の記載に、ユニバーサルデザインについて、ハード面の整備を打ち出してほしい、公共施設や駅のバリアフリー整備なども入れていただきたいとのご意見を踏まえて記述を加えたもので、朱書きのところがございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

基本政策Ⅳ、健全な区財政の確立の個別施策の1、効果的・効率的な行財政運営といたしまして、一番下に吹き出しがありますが、区民の視点に立って透明性を保つための情報公開などを検討していただきたいとの趣旨のご意見がございました。こちらを踏まえまして、区政情報の提供と公開について記述を加えたというものでございます。施策の方向性として、透明性の高い区政運営として、「区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組みます。」という記述をしてございます。ご意見としては、意見一覧の295番のご意見でございます。

最後となりますが、51ページをお願いいたします。

基本政策のⅤ、好感度1番の区役所の個別施策の2、職員の能力開発、意識改革の推進でございまして、左上の吹き出しになりますが、区民を第一に考え、区民が困っていることを一緒に考えて解決を図るという姿勢を記載したらどうかというご意見を頂戴いたしましたので、施策の方向性の職員の能力開発、意識改革の推進の1つ目の冒頭に追記をし、「区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成するため、職層や経験年数などに応じた研修を実施するとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直し実施します。」という記述を加えたものでございます。

このほかにも記述を加えたもの、また修正させていただいたもの等、また施策の方向性が一致しているということで、黄色いマーカーをさせていただいているもの多数ございまして、いただきましたご意見等につきましては、意見一覧ということで考え方のほうを全て記載をさせていただいております。

これを全て踏まえまして、こちらに今のA3資料の修正等を全て記載させていただいたものが、冒頭説明をさせていただきました骨子案になっておありますので、内容としては同一でございまして、レイアウトが若干変わっているということですので、この骨子案という形で本日おまとめをさせていただいたということです。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○植村会長代理 ありがとうございます。

たくさん資料で、かつ説明が長時間にわたりましたが、それだけたくさんのご意見をいただきまして、起草部会におきまして検討させていただいたということでございます。

たくさん意見をいただきましたけれども、皆様方のご意見は、基本的に同じ方向だと私どもとしては理解をしております、その方向性というものが、より明確に、あるいはわかりやすくなるような形で加筆修正をさせていただいたということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、あくまでもこれは基本計画でございまして、大きな施策の方向性を示すということでございます。実際の行政といいますか、各事業はそれぞれ日々進めていくわけですし、また、それぞれの事業の進め方につきましての計画というものも作られているということですので、そちらのほうに反映すべきものというものもあるということで、そちらについては、それぞれの計画なり事業運営の中で反映するという、そういう整理をさせていただいたところでございます。

起草部会での検討につきましては、以上でございます。

○金安会長 どうもありがとうございます。

今ご説明がありましたように、このA3の事前に配付された新宿区基本構想審議会資料ですが、ここの中で吹き出しや、黄色いマーカーで塗られていたので、皆様のご意見がどのように取り込まれているかというのが、ご理解いただけたと思います。

そして、最終的には、今日が6回目ですが、この審議会の目的としては、基本計画の骨子案という形にまとめて、これを12月に予定されております各地域10カ所ですけれども、この説明会で各地域の方にご説明したいというのが今後の予定になります。

それで、また地域からはいろいろ意見が出てくるとお思いますので、そのご意見は起草部会

でまた少し意見交換をして、そして第7回目に、この審議会で予定されている答申案に反映させていきたいと思えます。そして、来年の1月、2月にこの審議会の7回目、8回目がありますけれども、7回目で答申案を、そして8回目で区長に答申をしたいということでもあります。

この基本構想審議会の役割はそこまでなのですが、それ以降、区のほうでは計画案をつくり、そして来年になりますけれども、12月に議会で議決される予定というように聞いております。

これからもまだ少し先が長いのですけれども、皆さんからいただいたご意見と、それからご意見カード等、骨子案に反映できるものは反映したいと思えますので、これから今日は全部が一どきに出てきましたので、分野を特に区切らずに皆さんから残りの時間でご意見をいただきたいと思えます。

ご意見のある方、お願いいたします。

○土屋委員 地区協議会、土屋です。

ちょっとご質問というか、私は2回ほど起草部会を傍聴させていただいたんですけれども、出席者の先生方の人数もさることながら、今説明していただいただけで、とても1時間近くの時間がたったわけですけれども、十分に審議されたという思いが余り感じられなかったんですけれども、失礼ですけれども。

起草部会で何人出席されて、どんなことが審議されたのかということ、ちょっと私たちに説明していただければありがたいなど。私たちは、もう全て預けた形になっていると思うんですよ、今。皆さん、ここに出席している委員の方々はよくわからないと思うので、できましたらご説明をしていただきたいなど思っておる次第でございます。

○植村会長代理 起草部会は、この審議会が終わった後、その都度行われてきたということでございますけれども、今ご説明がありましたけれども、この横長で整理された2番という番号の部分ですね。こういったものをもとに、どのようにご意見を踏まえて加筆修正していくか、あるいは同じようなご意見としては、書かれている内容と基本的に同じご意見をいただいているというような整理をしていくかということなのですが、起草部会の実際にご覧いただいたのでわかると思うのですが、むしろ起草部会では、大きな流れの中で議論をしていったという、そういうのが主でございます、それをもとにそれぞれのご意見をどのように取り込んでいくかということについては、むしろ後から意見を、またメール等で出し合っていくという、そういう形をとらせていただいたということが主でございます。

て、そういう意味では、起草部会という集まりと、それからそのときの議論を受けて、また具体的なご意見をどのように取り入れるかということに対する、また意見を出して行って、またそれを集めて、その次にまた議論をしていくという、そういう流れでございまして、起草部会自体は、大体1時間半ぐらいの時間でございましたけれども、またその後の意見のやりとりがあったという、そういうことでございます。

ですから、起草部会に出席できなかった委員につきましても、資料をもとに意見を出していただいているという、そういうことで、それらを集めたものが今回のような形でまとめたいという、そういうことでご理解いただければと思います。

○山下委員 ということは、全て起草部会の責任において、例えば意見一覧の考え方等、これも起草部会の先生たちが一応全部目を通して、それぞれの1個1個について、この中に入れ込むか入れ込まないか、あるいは参考にする、しないとか、そういうことを全部決められた上でその案ができたということ、これは起草部会の責任においてこれができたということの良いのですよね。

何を聞きたいかという、私が提案させていただいたやつで、入れていただいたのはそれなりにあるのですが、入っていないのもあります。ここでいっばい意見が出たやつも、私の申し上げたのとその扱いと同じようなことがたくさんありますけれども、多分皆さん、盛り込まれたものについては多分異論はないと、ほとんど異論はないのでしょうけれども、何で入らなかったのかなというのを、起草部会の先生にもっと理由をお聞きしたいと私自身は思っています、例えば私の70番の提案について、参考にしますと書いてあるだけなんです。その後、こういうふうに記述してありますと言いますけれども、例えばどういう議論があって、これは参考にしますととまっているのか、そのようなことを多分、皆さんお知りになりたいと思うんですけれども、ですから、どなたにどういう経緯でこういう結論になったのかをお聞きできるのか、あるいはその議論がどうであったかという議事録とか記録というのが、果たしてたどれるのであれば、ぜひ見せていただきたいと思っています、それであればよくわかるなと思うんです。

突然、案がまとまって出てきて、この判断基準がここに示されただけでは、だから審議とか議論がされたのかどうかということ自身が、実は私もどうなのかなと、よくわからないなと思っています、多分ほかの何人かの先生たちもどうかなと思っているんじゃないかなと思いますので、そこの回答をいただければと思うんですが。

○菅野企画政策課長 事務局です。企画政策課長でございます。

起草部会につきましては、先ほど起草部会長からもございましたが、施策体系についてのご議論と、また皆様からいただいたご意見の議論をしていただき、欠席委員にも資料をお送りし、ご意見等を賜ったというところで、最終的には、事務局で調整をさせていただきます。本日、案としてお示しをさせていただいているというものでございますので、この案につきまして、また今までのご意見を含めまして、ご意見がございましたら頂戴をして、起草部会で確認をし、また事務局のほうで調整をさせていただき、また案としてお示しをするという形でご審議をいただければありがたいと思っております。

○金安会長 どうぞ、木島委員をお願いします。

○木島委員 各出席者の方は、非常に時間を調整しながら出席しているはずなんですね。それをこのような、ぼんという冊子でもって、さあこれを審議してくださいよと、そんなことは無理なことなんです。それだったら、なぜこの冊子を、冒頭に何ページにどうということが書いてあるのかということを一枚にまとめておけば、どのようなことは何ページに書いてある、そしてそのことに関しての意見はどの番号に書いてあるよということを冒頭に書いてあれば、非常にわかりやすいわけですよ。

まして、この中を見ますと、後でもって言うのはちょっとおかしいかなとは思いますが、来ている出席する委員の方だって、毎回時間の都合をつけて来るのですから、都合のつかないときには欠席するのが当然だろうと思います。そうしましたら、ここに出ているような意見の中で、変えてもらいたいようなところというのは、これは後ほど意見書を書いて提出すれば、そこところは考え直していただけるのでしょね。というのは、医療関係の学識経験者の方が一人もいない。そういうことに関して、ちょっと問題ではないかというふうに考えます。

だから、もう少し効率のいい方法の最初の書類のつくり方、それをまず工夫していただきたい。それじゃない限り、審議を幾らやっても5時間、6時間かかりますよ、これを一々見ていたら。ぜひそういうところを、まず起草部会の委員の方から忠告していただきたい。以上です。

○菅野企画政策課長 事務局でございますが、資料のお示しにつきましては、わかりづらかったというところで大変申しわけありません。

これまでも審議会のほうで、基本政策のⅠからⅤ、また個別施策ごとに、先ほど説明をさせていただきました資料に基づきまして全てご議論いただき、ご意見については今回反映等をさせていただいたところをお示して、説明のほうをさせていただいた次第でございます。

す。

また、これについても、あくまでもまだ案というところでございますので、ご意見等ございましたら、ぜひご意見を頂戴いたしまして、ご審議いただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○金安会長 どうぞ。

○近藤委員 議員の近藤です。

全体の中身に入る前に、最初にちょっと改めてお伺いをしたいんですけれども、今日、先ほど起草部会の要綱について、前に配ったのは違うんだということで別なものが配られました。しかし、一体何が違っているのかという説明については、全くなかったというふうに思います。

私もこの間、3回のうち2回、起草部会を傍聴させていただきましたが、前回の起草部会は、一瞬4人になりましたけれども、実質3名の委員で審議がされたということからして、起草部会そのものが成立しているのかということを確認しました。しかし、それについては、成立しているんだというお話もあったわけですが、実際、私たちに第4回の審議会で配られた要綱では、会議の要件として、半数以上の出席をしなければ会議を開くことができないとなっています。しかし、今回配られたものには、そういった規定が全くないというものになっておりまして、そういった要綱に変える、変えたのではないかと、うがって見るならばですね、というふうに思うような内容になっています。

それで、今の成立要件が、結局なくなったものが正式だというふうにおっしゃったわけなので、一体それがどうしてそういうふうになったのかという経緯と、それから同じような要綱で行われている部会等があるのかどうかということですね。それを含めてちょっとご説明を、まずいただきたい。

私たちは、ここ審議会でいろんな意見を出したものを、やはり有識者である皆さんに検討していただいて、この中身を練っていただくということがあると思って、それを信じて出したわけですが、それが実際問題、少数の皆さんでしか議論されていない。しかも、私も傍聴しましたが、残念ながら一つ一つをやっているというふうには到底思えなかったという点もありましたので、まずその点、ちょっとここではっきりとしていただきたいというふうに思います。

○金安会長 お願いします。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

まず部会の要綱につきましては、冒頭申し上げましたとおり、事務局の誤りということで、大変申しわけなく思っております。

この要綱につきましては、起草部会のほうにお示しをさせていただき、了承という決定というところで、次の審議会のほうで要綱のほうをお示しさせていただいたわけですが、その際に、全く誤りで違うものを配付してしまったということがございますので、これにつきましては誤らせていただくしかないのかなと思っておりますので、起草部会のほうでは、起草部会の要綱を部会長決定をいただいていたところから、そちらが先というところがございますので、審議会にお示しした誤りの要綱につきましては、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。以上です。

○金安会長 どうぞ。

○近藤委員 答えていないんですね。このような要綱を使ってやっている部会等があるんですかと、なぜそうしたのですかという、その2つの点についてはお答えいただきたいというふうに思います。

○金安会長 どうぞ。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

このような要綱というところでは、全ての他の部会の要綱を把握しておるということにはございませんが、今回、起草部会に、いわゆる定足数を入れなかったということにつきましては、有識者の委員の皆様が多忙であるというようなことも想定をさせていただき、定足数ということだと部会が開かれないで審議が滞るというようなところも思料いたしました上に、定足数については入れさせていただかなかったというところがございます。

○近藤委員 それは、やはり何人かの委員の方が、そもそも有識者だけで起草部会をやるのはいかなものかという意見も含めて言っておきまして、やっぱりちゃんと議論できる方が参加をしてやるというのが、起草部会の大前提だというふうに思うんですね。だからこそ、ほかのところは、こういった会議の前提をつけているというふうに思います。

今日も資料で配られていますが、都市マスのほうの現場では、都市計画審議会のもとに都市マスタープランと検討部会設置要綱というのをつくっていますけれども、ここでもちゃんと会議というところで、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないというふうに明確にしております。ほかにも幾つか調べましたが、それが無い要綱は見当たりませんでした。本当に一番最上位の計画をつくるというのに当たって、その姿勢そのものが私は問われるというふうに思いますので、そこはもう正していただきたいというふ

うに思います。

先ほど山下委員が聞いた、私も聞きたかった部分があったんですけども、起草部会で全ての意見について審議をしたんだと、検討したんだと、それを追っかけられるような材料はあるのかという質問に対して、先ほど課長はお答えにならなかったというふうに思います。

この起草部会での会議録があるのか、それから参加しなかった方たちが、それぞれの意見に対してどういうご意見を発しておられるのか、それが全て見られるようになっているのか。それについてもちょっと再度お聞きしますので、お答えいただきたいというふうに思います。

○金安会長 課長、お願いします。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

まず起草部会の議事録につきましては、議事概要という形でございますが、こちらについてはございます。

○近藤委員 だから、全ての。

○菅野企画政策課長 それと、全てのご意見についてというところでございますが、こちらは全てのご意見について起草部会にお示しをし、その場で全て一つずつ議論をしたかということだと、それはしてございませんが、全てのご意見について、起草部会の委員の皆様にお示しをし、また欠席をされている委員についても、ご意見全てについてお示しをさせていただき、確認をしていただき、ご意見がある部分につきましては、ご意見を頂戴してございますので、最終的には事務局のほうでの調整という形もさせていただいておりますが、起草部会の委員の皆様の見解について、全て見ていただいているというところで考えております。

○金安会長 山下委員お願いします。

○山下委員 さっきのご説明と違うんじゃないんですかね。起草部会で議論されていて、それでその結果をここに反映して載せた、それがこれなんだよと、たしか事務局は言われていたと思うんですけども、今のお話だと、起草部会では実は議論されていなくて、ここで示されたのは、起草部会の案じゃなくて事務局の案ということなんじゃないんですか。区がつくった、それを起草部会に見せて、これでいいですねということで、そのままここに流れてきたとしか聞こえないんですけども。

なぜここで言うかということ、10年前の同じような区民会議をベースにした基本構想の審

議会がありましたけれども、そのときのやり方と余りにも違うというので、質問も一番はじめに投げかけさせていただきましたけれども、こういう理由だからこうだということはいいただきましたが、それは納得するにしても、あのときも起草部会というのは一生懸命、時間をかけて、何時間もやってかけて、たしかつくられたんだと思いましたが、それは区民会議、あるいは区議さんとか区役所の方も三位一体で議論されていって、できていったという記憶があるんですけども、そうじゃなくて、今回はその部分が抜けていて、実は結局、区がつくったのねということであるならば、初めからそういう仕組みでこの審議会ができていたよというご説明をいただいているほうが、我々も気持ちいいかなと。

何か説明が、何となく起草部会の先生たちに責任が押しつけられたような感じで議論されているよと、記録もあるよみたいな、でも実際は全部はありませんよみたいな、やっていませんよと、区が、ここの考え方は起草部会の先生方の意見だと、たしか冒頭で説明されていたと思うんですけども、実はそうじゃなかったということなんじゃないんですか。

要は気持ち悪いんです、我々は。結局、では我々がここで議論していたものというのは、区の方々の案をつくるためのアイデア出しみたいなことで終わっていて、審議もなければ、要は意見をチョイスされただけの場で、審議会というけれども審議はなくて、さらにそれをもとに起草部会という中でもっと審議されるのかなと思ったら、それもないと。実はやっぱり区がつくっていた、区のシナリオに我々が乗せられていたというふうになっちゃうと、私も個人で出ているんじゃないじゃなくて団体を背負って出ているので、余りいいかげんな格好で、私たちの発言がここに反映したり反映されたりという、そんな手続をされちゃうと、私も戻って説明できないんですよね。

ですから、説明しやすいようにちゃんと組み立てていただいて、その仕組みをもっと明らかにしていただいたほうがいいように思うんですが、いかがなんでしょうか。

○金安会長 はい、課長。

○菅野企画政策課長 意見一覧のほうに、考え方というふうにまとめさせていただいているところでございますが、これにつきましては、全てのご意見について起草部会の委員の皆様にご検討いただいて、あくまでも今回の資料出し等につきましては、事務局のほうでも調整をさせていただいているところでございますが、この考え方について、全て区のほうで先導して、全部区が起草部会の委員の皆様のご意見を伺わずに作っているということはありませんので、あくまでも起草部会でご審議いただき、また欠席された委員にもご意見を伺いながら、最終的には資料作成といたしまして事務局のほうで調整をさせていただいているという

ものでございますので、区が先導して全部勝手にやっているということはありませんので、ご了解いただきたいと思います。

○金安会長 ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○小池委員 区民委員の小池です。

今議論されていることとちょっと違うんですけども、私はこういうものに初めて参加したので、その意見を言わせていただきたいんですが、これから地域センターで、この内容を説明なさるとおっしゃいましたよね。私、そのことですごく心配なのは、どういう方が集まられて、その説明を受けるのか。その説明は一体どういうふうになさるのかというのが心配なんです。

というのは、これって、すごいディテールなんですよね、全部、細かい状態で。私がこの審議会に参加したときに、この審議会の目的は何だと、20年後の新宿はどうあるべきか、どういう形であるべきかという説明が、まずなかったんです。どういう形であるべきだから、こういうことをしていかなきゃいけないんだと、そういうゴールがあって、ハウツー、そこに至る道が示す、その道をみんなで考えましょうよというところで提案があって、そして新たな総合計画というものが5つあるよというふうな、そういうきちんとした、相手が理解できるような説明の仕方が今までなされていないんですよ。

全部書類を見ながら、文字がここに書いてあって文字を読むということで、やっぱりこれは区の方も、それから私なんかは、これは一生懸命かかわってきたので、一体区民の方にどういうふうな形で説明されるのか心配なんです。全然わからないと思うんです。

というのは、本当にビジョンが最初にきちっと示されてあって、20年後にこういう新宿区になりたい、例えば暮らしやすさ1番の新宿というのはどういうものかというのは、生涯にわたり心身ともに健康であるというのがあった場合に、心身ともに健康であるのが現在の老人の数とか心身ともに健康でない人たちのグラフは見せられますけれども、一体将来どういう形にそれがなるために努力するのかという、何かそういうものがないので非常にイメージしにくいんです。

ですから、もし区民の方にこれを説明されるときには、まずビジョンから入って行って、やっとなら暮らしやすさ1番の新宿とか、それから新たな総合計画、5つの基本計画というのがありますから、そういうビジョンをきちっと持って、そのために何をしていくよというふうにすると、一般の方たちも理解される。私はこれをやっていて、いまだに新宿区

が、どういう30年に、どういう新宿区にしたいのかというのがちょっとつかめないですね。つかめないということは、非常に説得力がないということだと思っんですね、一つ一つの施策に。

ですから、そういう部分で、どういうふうと考えていらっしゃるのかなということを知りたいというふうに思いました。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

先ほど資料説明のときに、基礎資料、新宿区総合計画についてというところで、これは第1回からお配りをさせていただいているものでございますというところで、基本構想というところの説明をさせていただき、この部分は今回継続をいたしますと説明をさせていただきましたが、まだ、説明が不十分なのだと思います。

また資料で恐縮なのですが、基本構想総合計画という緑の冊子をご覧いただければと思いますが、こちらの1ページに……

○小池委員 いいですか、そういうやり方がよくないと思っんです。

1枚の紙にまとめてきて、総合計画はこれですよと言って、そういう既存の資料をぺらぺら、何ページ見てくださいますとか、そういうのをやるから伝わってこないんじゃないかと思っんですよ。だから、総合計画はこれでという、私は長い間広告代理店にいて、人に物をコミュニケーションして売ってきているので、コミュニケーションの仕方がすごく下手だと思います。申しわけないですけども。

やっぱり、特にこれから区民の方に説明されるわけですよ、一般の。区民の人はわかりません、この説明の仕方だと。文字を読んでいるだけでは。やっぱり企画政策課長があふれる熱意を持って、こうですよというふうに説明されないと、ああそうか、本をあけてとか言っていたら気分がそがれちゃうんですよ。だから、この政策を通したいと思う気持ちでプレゼンなさっていないと、まずいと思っんです。そのためには、やっぱり政策課長が生きている言葉で語りかけないとだめだと思っんです。

だから、多分、政治のこういう世界はみんなそれだから、みんなだめになっていくと思っんですけれども、やっぱりこれは区民の人にもプレゼンテーションしなきゃならないものですよね。プレゼンテーションしてオーケーをもらえなかったら、お金はもらえないんですよ、私の世界では。だから、やっぱりそのぐらいの緊張感を持って、資料もまとめて、ただ文章を読まないで、企画政策課長の頭の中に未来の新宿があるというふうなイメージを持って話していないと、だめなんじゃないでしょうか。

すみません、余計なことかもしれませんが、そういうところをすごく感じました、ここ何回か出ていて。失礼しました。

○金安会長 はい。土屋委員がちょっと先に挙がりました。その後に、林委員お願いします。

○土屋委員 今おっしゃられた方のご意見は、とてもよくわかります。

私が自治条例にかかわっていたころ、本当に一生懸命、皆さん討議して、それで自分たちでつくったという達成感があって、その上で各10地区に、かかわった区民も一緒になって説明に回ったんですが、今回の基本構想のこのことに関して、10地区これから回れと言われても全然自信ないです。私がつくった、私がかかわったという、そういう充実感が各委員、多分持っていないんじゃないかなと思います。

これは10年後の新宿区をどうするという本当に大切な計画なのに、そういうかかわった委員も達成感がない、それで起草部会を傍聴しても、何か活発な意見交換がなかったという、ちょっとがっかりした、それでこれを今後10地区回っていくということに、とても憂いを感じているところでございます。

これは、説明は企画政策課のほうでなさるんですよね。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

今回の地域説明会につきましては、基本計画の答申をいただく前の骨子案ということで、基本構想審議会の骨子案ということですが、地域説明会につきましては、区のいわゆる基本構想審議会事務局といたしまして、私どものほうで地域説明会を行いたいと考えてございまして、また、その説明に際しては、書類等はまたご用意することになると思いますが、パワーポイント等の工夫をしながら、またいただいたご意見等も踏まえて、わかりやすい説明をしたいと考えてございます。

○金安会長 林委員お願いします。

○林委員 今、皆さんのご意見を伺って、まさに基本的に私も同じなんですけれども、結局我々区民委員としては、10年後の新宿を語るには、ちょっとこれではどうかなというのは、特に今をときめく小池さんがご意見をおっしゃいましたけれども、これではなかなか理解できないということが、皆さんの結局はあれですね。特に木島先生なんかも最初におっしゃって、具体的なことを指示されて、こんな方法はどうですかと提案もされたんですけれども、私としては、これではなかなか理解ができないかなと思うんですけれども。

それはどういうことで、何で理解できないかという、そもそもこの会議自体が、我々は会議というのは定義があって、幾つかの目的があって、会議というのは審議会であれ委員

会を開かれるわけだと思いますけれども、この会議としては、我々ははせ参じているのは、方法論なんですね。方法論で、皆さん方に今度回るときに、こんな方法をみんなで検討しましたので、こんな方法でいかがですかと、そういう具体性がこれは欠けていると思うんです。ただし、これだけの膨大な資料をつくられて草案をつくられるのには、これは絶対一般の人にはできませんので、やっぱり学識経験者とおっしゃる皆さん方がつくっていただかないと、こういう草案はできなかつた、これは絶対できないと思います。

だから、方法論として、先ほど木島先生もおっしゃいましたけれども、こういう中にほかの方もおっしゃったけれども、やっぱり具体的なことを知っている人が何人か入りながら、一緒になってあれしたほうがということも一つの意見だと思うんですけれども、いずれにしろ、これは理想が書かれている理想論の、よくぞこれだけ厚いものをつくられたな、短い間にということで読ませていただいたんですけれども、私も何回というか2回しか読んでいないんですけれども、大体皆さんに、これは学識経験者の皆さんがつくられたあれは、こんなふうにしたらどうですか、こんな必要がありますねという文章が非常に多いんです。要するに、投げかけているんですけれども、なぜ投げかけたかという、私も前回質問させていただきましたけれども、具体的に書きたくても、やっぱり学識経験者の方にしてみると、そこまで入っていったら、これは膨大な時間、それから資料がさらになってくるでしょうから、あとはここまでつくったから審議会でもって審議をしたらどうですかということで、我々の方法論を皆さん話しましょうということで、ところがこの会議をずっと拝見して、私も参加させていただくと、実態論とか理想論と方法論がごちゃごちゃになってあれしていますので、我々は具体的に何をしたらいいんだというようなことが、ちっともわからないということがありますので、やっぱりこれはこのまま出されても、先ほど小池さんを初め土屋さんもおっしゃっていますけれども、ちっともこれは参加した人たちは、ここでさえなかなかわからないんだから、ましてや聞いた人、一般の人はわからないんじゃないかなと。

この間、夜の懇談会というのがあって、私もたまたま参加させていただいて、ごみ捨ての問題で、話がそれで恐縮ですけれども、そのときに吉住区長さんもおいでだったのでから発言させていただいて、やっぱり学識経験者の方々がつけられたのは、特に新宿区、今回ここにおられる7名の方の大半は、私どもある区民の方も質問したけれども回答がないんだけれども、新宿区内に住んでいない方が、実際にはこれはわからないと思うんですね。でも、これだけのことをつくってくださったんですけれども、だから、区長に私はこ

これは限界があるんじゃないですかと、学識経験者って何なんですかと、学のない日本人というのはいないわけですから、学識という以上は、専門的にこれだけのことをつくられて、まずつくっていただいて、こういうものができたんだから、これを皆さんモデルにして、参考書にして検討されたらどうですかということ、ある意味、学識経験者の方のあれは終わっていると思いますので、行政と我々がこれを受けて、共同作業としては具体的な方法論を検討しないと物事は進まないと思います。

なおかつ、行政の皆さんに私がお願いしたいのは、やっぱり行政の皆さん、ここにも幾つかあって、新しい区の職員が出てきた場合にはこんな方法とあるんですけども、私は以前、別の会議だったかもわからないけれども発言で、現場主義ということで、新人の職員さんが出てきたら、必ずいきなりデスクワークをやるんじゃないかと、いろんな現場をやったり初めてのと時から就職した時から、ずっと見るべきじゃないかというようなことが書かれていないんですね。見ると、もうこれは全部いきなりデスクワークのきれいごとになっていますから、何も現場を知らないままこういう形になっていくと、例えば我々が今お話を聞いていると、課長さんにしても行政の課長さんですけども、現場の話となると、なかなか現場を説明できないんじゃないかなと。要するに、現場を知っていますかと。現場を歩いていますか、見えていますか、そこで汗を流していますかというようなことを断固、もし表現できるとしたら、いや、これは方法論としてこうなんだという回答が、あちらの課長さんもうとうとうお読みになっていますけれども、やっぱり具体策が出てこない、我々としては話が進まないんですね。これはあくまでも理想論です。我々の夢です。

でも、会長ご存じのように、人の夢という漢字は、残念ながら、はかないという字で読めますから、このままでいくと非常にはかない結果に終わる気がしますので、ぜひ具体的なことを折り込んだ形で区民の皆さんに説明に行かないと、先ほど土屋委員がおっしゃったように、聞いた人たちはちんぷんかん、ましてやもう来ないと思いますね。

以上です。

○金安会長 どうぞ。

○赤羽委員 区議会議員の赤羽と申します。

先ほどの小池委員のご意見は、やっぱり専門家ですので、今後の地域説明会に関して、やはり大いに参考にしていただいて、現場の方々にわかりやすくということは非常にいいお話だと思いました。

ですが、基本的には、基本構想を継承しながら、新宿区というのはこれだけ膨大な施策体

系を維持していながら、限りある時間の中で337のご意見を、別に起草部会の方たちの肩を持つわけじゃありませんけれども、その中でこの具体的な基本施策の個別施策をいろいろ組みかえて、これを一つ一つ拾い上げてやったという、この丹念な作業ということ自体が、かなりご努力もされているし、事務局も含めてやられているわけですから、なかなか新宿区の、そうはいつでも、やっぱり10年後の方向も変化していかなくちゃならない部分で、先ほど1時間ぐらいかかって、るる説明の中で、「こういう形で入っている、こういう形で入っている。」ということですよ。

今後どうもこれがまだ固定されたわけではなくて、区民のご意見も承る、またいろんなところからも意見が出てくると思いますので、やはり今いろいろ、るるおっしゃった委員の方の意見もわかる部分はあるんですけども、新宿のこの膨大な事業というのが、やっぱり文章になるとこれだけという形でしか、なかなか表現できない。それもこれだけ時間の限られた中で、やはり審議しているということで、ちょっと私は皆さんがやられてきたご努力に対して、評価するような意見が余りにもなかったもので、それはそれは、これだけ施策体系も結構変わっていただいていますし、337の意見できちっと取り上げていないじゃないかというご意見もありますけれども、例えば今後、地域説明会の中で、また上がってくる中で変化もあるということで捉えております。

以上でございます。

○金安会長 どうぞ。

○石田委員 私も今日、具体的なところでちょっと気になるところで、私も20年近く住民自治を実現したく行政提言をしてまいりましたので、本当に新宿区の有識者の方々はとてますばらしく、本当にその方向性、新宿は男女共同参画も平和も、ほかの区と違ってすぐれているということは評価を受けております。

ただ、私はこの平和都市の推進のところ、平和派遣の会は、本当に区と一緒に協働して平和啓発事業を立ち上げたということからすると、この意見を取り入れてくださったんですけども、平和派遣の会の意見は検討させてもらって、意見を言わせてもらいたいということは、ここでお願いしたんですけども、例えばこういう現状の課題とか取り組みとすると、地域団体から意見を言うとする、もっと啓発事業というのは、本当に組織がないので、町会とか育成会とかも組織がきちんとしていないので、本当に平和派遣に行った方々が、学校とか地域の人を誘って、そして少しずつ少しずつ、この団体はいい団体だということされてきたという面では、本当に区民全体に伝える地域団体がないということ

が、とても一番大きな課題なんですね。

だから、そういうことをもって、私たちはここで検討して出ささせていただきたいと、この間もそれを言ったんですけれども、そういう一緒に考えてまちづくりを考えてきたところから、そういう意見が出ない中で、こういう説明会があって、課題が区民の方にというと、本当に非常に難しいなというところなんです。

私が、またもう一つ懸念するところは、男女共同参画推進条例、新宿区の条例には、この「各主体の主な役割（例示）」の資料の4ページ、男女共同参画のというところの男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発とありますけれども、男女共同参画推進条例では、地域団体というふうに書いてあるんですね。この啓発事業は「学校教育をはじめとする教育を通じて、区民、事業者及び地域団体の理解を深めるよう努めるものとする。」という、その地域団体という捉え方というか、その定義も、地域団体は「町会、自治会その他の区内で地域活動を行う団体をいう。」という、そのところがこの自治基本条例では、同じ新宿区で男女共同参画もすごく大きな事業ですよと言われるなら聞きたいんですけれども、この最高規範の自治基本条例のところ、そういうところが「職員・区民・事業者への意識啓発」というふうになっていて、本当にまちづくりはやっぱり地域団体がしっかりしないと、区民の人権は保障されないと思うんですね。ですので、この捉え方ですね。課題を吸い上げるというところに関しても、きちんと地域団体がパートナーであるというところの定義づけがしっかり必要じゃないかなというふうに思います。そういうところの、この説明会をされるときの私たちの地域団体の意見をもっと反映してほしいと、そういうことも願っております。以上です。

○金安会長 はい、山下委員、どうぞ。

○山下委員 中身の話もちょっと意見を言わせてください。各主体の主な役割。これを受けて、ここの起草部会の中でもこれが盛り込まれるという格好だと思うんですが、ちょっと言葉のニュアンスというのが非常に微妙かなと思っているのがあって、意外と自助とか共助というところに実践の話が書いてあって、区はそれを支援するみたいな、結構トーンダウンした格好が見受けられるように思います。

区はもっと積極的に、いろんな体制を確立するんだとか、推進するんだとか、実現するんだとかという、それぐらいの意気込みを区のところの書いていただかないと、結局、地域地域が実践するとか役割の中で余り強く書かれちゃうと、地域がやらないから区は支援できないみたいな言い方になっちゃっても困るので、ちょっと言葉の整理といいますか、強

弱、それから役割の本当の明確化というのを、ここで言っている4つ、4つの主体のところについては、1回起草部会のほうで整理した上で、ここの調整をしていただきたいと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。

○今井委員 先ほど来から委員の方々から意見が出ておりますけれども、ちょっと後ほど多分説明があるのかもしれないんですけれども、事務局からのお知らせの中に、地域説明会は説明をするにとどまると思うんですけれども、意見公募期間、パブリック・コメントを募集するというような内容が書かれております。

11月25日から12月26日までとなっておりますけれども、このパブリック・コメントを実際に聴取した後に、第7回が1月31日に開かれるわけですが、それまでの間でどのような形でパブリック・コメントを反映して、それを検討する機会が設けられるのかということをお聞きしたいのと、そのパブリック・コメントの意見につきましては、私どもの委員にどのような形で提示されてくるのかということをお伺いできればと思います。

○金安会長 課長、いかがですか。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

まずパブリック・コメント、11月25日から12月26日まで実施をさせていただき、また地域説明会が12月6日から12月20日までということでございますので、この両者両方の説明会、またパブリック・コメントのほうのご意見につきまして、事務局のほうでまとめてというか、ご意見の整理をさせていただき、第7回の審議会の前に起草部会のほうをやらせていただき、そこでご意見、ご審議をいただいたものを、また事務局のほうで調整をさせていただき、それを答申案といたしまして7回の審議をいただき、それをまた反映をさせていただくというか、それをまた踏まえたもので最終的な答申という形で予定を考えてございます。

○今井委員 やはりこの間、337個の意見が出てきておりますけれども、区民からのパブリック・コメントは、それ以上の意見が短期間の中で寄せられると思います。きちっと委員の私たちに、どのような意見があったかということ、事前になるべく早い段階で周知いただいて、私たちも目を通せるような形にご提示いただけるようお願いしたいと思います。

○金安会長 というご希望ですが、どうでしょう。事務局は対応をうまくできそうでしょうか。

○菅野企画政策課長 パブリック・コメントのご意見、また地域説明会のご意見につきまして

は、そのご意見の一覧と申しますか、類型別に整理をする否やがございますが、こちらで整理をさせていただき、起草部会にはもちろんお示しをいたしますが、委員の皆様方にも答申案というところでお示し、いわゆる資料としてお送りする際に、なるべく早くまとめてお示しをしたいというふうに考えてございます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、近藤委員お願いします。

○近藤委員 今も含めてなんですけれども、この後のことで若干お聞きしますが、今日冊子ということで、私たちが事前に配られたものとは別のもも出されているわけですが、当然、地域説明会はこれだけではなくて、概要というものをつくって、さっきプロジェクターを含めてやるという話もしましたけれども、本来そこまで含めて、この審議会で確認をとってやるというのが通常のパターンだというふうに思うんですね。

ですから、今日こういう状況ですから、15日より前ですね、当然そういうものは準備されるというふうに思いますので、この審議会のメンバーが当日説明するものを全く見ないでその日を迎えるというようなことは、本来あってはならないことだというふうに思いますので、やはり成果物ができたところで、各委員には直ちに示していただくということが当然あるべきだというふうに思っていますので、その点がどうなのかということと。

今、今井委員がお聞きになったわけですが、今後、説明会をやったらたくさんの意見が出るわけです。それについて、先ほど起草部会でも練ってということで、部会長のほうからお話があったわけですが、ではその起草部会は何回、日程も含めて公開なわけですから、何日にやられるのかということについても当然知らせていただいて、そういう中で当然、起草部会をやる前にパブコメの一定のまとめはするわけですから、同時に審議委員の皆さんにもその資料が配られるというようなことがあるべきだというふうに思うんですが、そういったことについては対応をきちんとされるということでしょうか。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

本日のご意見も踏まえまして、最終的な骨子案ということで冊子にまとめまして地域説明会に入らせていただきますので、その冊子の段階で、審議会の委員の皆様にはお示しをさせていただきます、地域説明会に入ってまいりたいと考えてございます。

また、第7回の前に起草部会を行う際にも、期日のほうは審議会の委員皆様にお知らせをした上で、起草部会のほうを開催したいと考えております。

○金安会長 どうぞ。

○近藤委員 ちょっとむやむやとなったんですけれども、起草部会をするときに、当然資料をお示しして審議されるというふうに思うんですけれども、そのときに出された資料も含めて、私たちにも審議委員の皆さんにも、ちゃんと配付していただいて開催するというふうにしていただかないといけないのではないかと思います。その点や、あと私はちょっと前回の審議会以降の意見で、起草部会の皆さんが今後その答申に至るまでの間の意見を練るというふうにおっしゃっているわけなので、地域説明会にも出ていただきたいという要望を出していますけれども、そういったことも含めて対応いただけるようなことがあるのかどうか、これは事務局というよりも起草部会の皆さんにお聞きしたいというところなんですけれども、そういった点についてもぜひ検討いただきたいし、対応いただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○菅野企画政策課長

地域説明会及びパブリック・コメントですね、こちらで頂戴しましたご意見について、起草部会にお示しするという際には、意見一覧を事務局でまとめさせていただいたものを、あわせて委員の皆様にご提示をさせていただきたいと考えてございます。

また、地域説明会につきましては、事務局のほうでの対応ということでやらせていただければと思います。

○金安会長 何かありますか。

○近藤委員 今、対応の話をしたのではなくて、起草部会の皆さんにも、やっぱり生の声を聞いていただくような機会はどこかで、全部出るというのは、それは大変だというふうに思いますので、やはりどこか1カ所、2カ所というところで対応するということは当然だと思いますので、出て説明をしろということではなくて、生の声も聞いていただくということは、練る上ではやるべき対応だというふうに思いましたので、その点についてお願いします。

最後に、先ほど部会長のほうから、ここで反映しなかった、今回訂正しなかった意見については、出された意見がここに出ている施策と同じ方向だというふうに思うからというふうなお話があったんですけれども、少なくとも私が出した中で訂正していただいた部分や同じ方向のものはありますけれども、区が出している、区がというか、出されている施策に真逆な、中身も含めて、私は出している部分もあります。

特に公共施設のマネジメントの部分は、前回、私はその部分は削除して、資産の長寿命化

についてもっと突き出すべきだと、ここをきちんと膨らますべきだという話をしましたけれども、全くそれとは違う対応がなされているということもありますので、そのところは十分議論していただきたいと、そういう意見もあったし、違う意見もあったことを含めて議論していただきたいというふうに思っています。

○林委員 課長にちょっと伺いたいんですけども、私はよくこの日程がわからないんですけども、これだけの事業が構想の、結論的には日程が決まっています、区長報告がありまして、それであれなんですけれども、一体こういうのというのはどういうふうに決まっていくなと思うんですけども、我々は参じているこの委員としては、これだけいろいろ、まだかんかんがくがくの意見が出ているわけなんですけれども、12月6日から20日までの間に行政の皆さんが実施されるパブリック・コメントをするわけなんですけれども、そこでもっと今よりも生々しい、具体的ないろいろなあれがこの意見に対して出ると思うんですけども、先ほどの方のあれにもあったけれども、それも委員にはお知らせしますよということだから、知らせていただけるんでしょうけれども、そういうことがある意味、大問題もあるかもわかりませんし、計画としてこれでもって区長に報告はどうかなということもあると思うんですが、基本的にこれは誰がどういうふうに決めちゃうんですか。そういう問題があった場合でも、一応見切り発車をするというのが行政がやるあれなんじゃないですか。行政が皆さん決めるわけではないけれども、それだけの問題を、我々何のためにこれを言っているかということがありますから。

○針谷総合政策部長 総合政策部長でございます。

本日は、会議の進め方というような観点から、そして総合計画ということについて、大きなビジョンを持ってというようなご意見、そして皆様からの337のご意見、質問とその考え方などについて、さまざまな意見をいただいたところでございます。

今回の総合計画につきましては、基本構想、めざすまちの姿の「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまちを、この10年間の展望としてどのような新宿区をつくっていくかといったようなことで進めてきたと思っていたわけですが、必ずしも届いていなかった部分もございまして、その点については会議の進行の仕方など、少し拙い面があったことはお詫びさせていただきたいと思っております。

今回、施策体系と計画内容のあらましということで、今後の基本的な展開について一表にさせてもらいましたが、この後これといろいろなことを含めてやっていきたいというふうに考えてございます。

また、地域説明会などでは、プレゼンテーションをするつもりで区民の皆様に届くような見せ方をしなさいといったご意見や、多くのパブリック・コメントの意見は、なるべく早くこの審議会の委員の皆様にもお示ししつつ、起草部会などのご検討もいただきながら、事務局として当然たたき台などもつくりながら第7回が迎えられるように、今日いただいたご意見、ご鞭撻なども真摯に受けとめて今後進めさせていただきたいと思いますので、本日はどうもありがとうございました。いろいろなご意見をいただきまして、まことに参考になりました。

○金安会長 ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

どうぞ、金澤委員。

○金澤委員 区民委員の金澤と申します。

一区民として、今日のご説明を聞いていて、なぜ基本構想審議会資料のこの厚い中でご説明いただいたときに、こちらは何番何の意見を踏まえたものが、このようになりましたとあって、何でここにナンバーを書かなかったのですかね。書いていただければもっとわかりやすかったし、ここに載らないナンバーについてはどうですと、先ほど山下委員がおっしゃったとおり、自分の言った意見がどういうふうになったかというのは、最大の興味なのですよね。だから、そこをちゃんとすくってくれているのだ、わかってくれているのだ、受けとめてくれているのだというところの意識がやっぱり大事だと思いますので、今後いろんな意見を区民は言いますので、さまざまな意見を言いますけれども、本当にそういう意味で、この10年間を考える上で、やっぱり大鳥の目とアリの目と両方必要だと思います。

だから、小池委員が言われた、ビジョンとか情熱とかパッションとかというのは絶対大事ですけれども、これは今までやってきた多くの新宿区の施策の1個1個、枝をどうしていくかということの大事な審議会なので、これはこれで大切だと思っております。そのときに、巨大都市の新宿区民の多くの意見を受けとめているんだよ、そのために審議会とか協働とか、さまざま新宿区は、特に区民の意見を聞こうという姿勢は感ずますが、その後、受けとめているのだから受けとめていないのだから、どうしているのだからというところが足りないのかなと、すごく思っております。

そういう意味では、基本施策のVの職員の能力開発、意識改革の推進に今日の審議会も寄与しているのかなと思いますけれども、起草部会の部分についても、前のは間違いでした、今日のが正しいんですと、こういう不信感を招くような言い方はやめて、もうちょっと、

そういう不信感を招かない職員の能力開発に期待しております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

今日はたくさんご意見をいただいて、これから最後の仕上げに入りたいと思うんですけども、今日は第6回目の審議会ということで、骨子案を取りまとめなきゃいけないんですが、皆さんのいろいろご意見があって、最終的にどうするかというのを決めなければいけないんですけども、あとは皆さんからこれまで初回から今日に至るまで、いただいたご意見を検討して、起草部会の部会長である植村部会長と、それから事務局と、それからこの審議会の会長である私の3人で、最後の微調整をして骨子案としてまとめて、それを12月の地域への説明会、10回ほど予定されていますけれども、ということで、そういうふうに取り扱ってよろしいでしょうか。どこかで、また審議会を開いてというのはなかなか難しいと思いますので、そのようにさせていただきたいのです、いかがでしょうか。

○近藤委員 何度も会議の運営については意見を申し上げてきました。本来ならば、今回出したものをもう一回たたいて、審議会に出して了承を得るとというのが筋だというふうに思うんですよね。何回言っても、その開催を聞き入れていただけなかったという部分があるんですが、少なくとももう一回部会が、今日この後開かれるというふうに一応書いてありますので、最低限そこで再度、今日ここにいらっしゃる4人の部会のメンバーの皆さんがいますけれども、そこでどういう扱いをするのかということ、本来決めるべきだと。少なくとも事務局というよりは……

○金安会長 ちょっと私の説明が悪くて、そこの部会でやって、その後、部会長である植村委員と会長の私と、あと事務局とで最終的には骨子案として各地域に説明してよろしいでしょうかと、そういう提案なのです。ちょっと言い方があれでした。

○近藤委員 わかりました。ですから、基本的なやり方は異議があります。ただ、この場にここまで来ていますので、その取り扱いでやむを得ないというふうに思いますが、やはりこれから、今日もたくさん意見が出ましたけれども、区民の意見も含めて、また各委員からの意見も含めて、再度大きく変わることも私はぜひ展望して、ということを含めて、了承するということが依頼があるならばするというふうにしたしたいと思いますので、ぜひそういった意味から、ここでコンクリートという、提案するのはいいんですけども、提案するという形式そのものは今回了承しますけれども、やはり改めて考え直していただきたいということだけは言っておきたいというふうに思います。

○金安会長 では、最後にということで。

○山下委員 私も手続的に、手続の問題とか流れの問題があるから、これが地域説明会になってパブリック・コメントにかかるということの流れはやむを得ないかなと思うのですが、ただ、今日はほとんどこれは審議していませんよね。中身ないですよ、やっていませんよね、中身。骨子案が提示されただけで、それ以前のことで終わっちゃっているのが事実だと思いますので、そこは明確にした上で地域説明会に臨んでいただきたいと思います。

これはまだ審議中ですが、とりあえず今議論中なので、少なくともいろいろな意見を盛り込んだものとしては、かなりの確度でできていると私も思って見えていますので、ですから、それが説明会のときに使われるということ自身は、別にいいかなと思うのですが、ただ、これが審議会を経て固まって、それを説明会に使うとかパブリック・コメントにかけるというには、ちょっとさすがに今日お越しの先生方も、ちょっと自分たちの立場として無責任かなと思われるんじゃないかなと、私は勝手に思うんですが、少なくとも私はそう思います。

ですから、中途半端というかあれだけども、今の段階の途中段階ですということを使っていただくのはやむを得ないかなと私は思います。

○金安会長 ご指摘よくわかりました。

それで、地域の説明会はここに掲げていますように、骨子案ということで出せば地域の方もそういうふうに、今おっしゃったようなことで受けとめていただけるんじゃないかなと私は思います。

○林委員 会長の考え方を最後に伺いたいんですが、どなたか先ほどやっぱり専門性のある方が、学識経験者の方もそれはありがたい、これだけのことはできないのでお世話になるんですが、なおかつ地域に密着したいろいろご意見があったり専門性のある方を、会長のお考えとして参加して、というのは、我々はそれで安心できるのは、結局人間、我々こんな偉そうなことを言っても、最後は先生助けてくださいというのはドクターですよ、お医者様ですよ。お医者様のところに泣きつく、地域のお医者様ですよ、あるいは総合病院。たまたま新宿区の医師会という立派な組織の中の、今日は中座されて今いらっしゃらないんですが、会長までお見えになって、あれだけの意見を吐かれているんですが、この中で例えば本当に責任があって意見を聞くぐらいのあれは会長方で、学識経験者の皆さんにそういう姿勢で、そういう人の意見を聞いてみようというようなあれは、もしないとすれば、我々区民の声なんか余計、会長方に届くはずないですから。

以上です。

- 金安会長 これから地域の説明会、パブリック・コメント、それから答申案に向けてとか、幾つかステップがありますので、その過程で極力、最終の答申ができるときには、なるべくいい意見が入って、いい基本計画にしたいなというふうに思っています。
- 林委員 会長、私が言っているのはそういうことじゃなくて、会長のお考えとして、ほかの皆さんはあれだけけれども、ご本人にご迷惑がかかって、ただまことに申しわけないんですけども、木島会長という医師会の会長が出るなんというのは、なかなかないことですよ。その医師会の会長に医療の問題を語ろうとするときに、医療に関しては素人の学識、医学部の方でもおられれば別ですけども、そういうことが一つ一つの安心じゃないかと、木島先生に相談されるような考えはないんですかと、それを私は聞いているんですよ。嫌なら嫌でいいですよ。私は同じことを区長に言うから。
- 金安会長 恐らくこれは最終的に、まだ検討の余地がありますから、そのときに例えば必要な、医学的な、あるいは医療的な観点でさらに直接、木島委員にお尋ねする必要性があればすると思いますし、この基本計画はこれでいこうということになれば、これでいくと思いますし、私のほうからは何とも言いようがないですね。
- 林委員 だから、そういうことを度量を持っていただきたいのは、学識経験者の皆様が思うより、新宿区民はいろいろと苦しんでいる人が多いです。そういうことをご存じですね、新宿区に皆さん住んでいないけれども。
- 菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。  
ご指摘の点につきましては、そういった医療的な見地からご意見をいただきたいということで、医師会の会長でいらっしゃいます木島会長に今回お出いただいて、ご意見を頂戴しておるわけでございますので、起草部会云々ということではなくて、個別施策でもいただきましたし、全体的にも木島委員からご意見を頂戴いたしてございますので、林委員のご指摘の点につきましては、委員としての木島委員からご意見を頂戴しているというふうに認識しております。
- 金安会長 それでは、もう時間も超過してしまったので、今日の審議会はこれで終えたいと思いますが、事務局から最後に何かご説明があればお願いします。
- 菅野企画政策課長 皆様お忙しい中、さまざま貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。また、資料等が非常に多く、またわかりづらい点があったというところで、申しわけありませんでした。今後につきましては、地域説明会を含め、なお一層、区

民の皆様がわかりやすいご説明を心がけていきたいと思ひますし、また本日いただいたご意見について、真摯に受けとめて進めてまいりたいと思ひてござひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、事務局からお知らせということで、ほほお話をさせていただきましたが、青い文字のペーパーをご覧いただけますでしょうか。

今後のスケジュールでござひまして、地域説明会を10カ所、12月6日、角筈から12月20日、柏木地域センターで行ひます。また、意見公募を11月25日から12月26日まで行ひますので、地域説明会につきましては、委員の皆様、もしよろしければおいでいただければありがたいと思ひてござひます。それを踏まえまして、第7回で答申案を審議、第8回で答申という予定でござひます。

また、2番目、ご意見カードでござひますが、本日につきましてもご意見ござひましたら、カードの提出をお願いいたします。

3番目、都市マスタープランについて参考に配付してござひますので、ご確認をいただければと思ひます。

また、本日1階の出入り口が、もう7時5分でござひますが、7時15分までは1階が火曜日の延長窓口の開庁ということで開いてござひますので、7時15分までは1階表裏、出口をご利用ください。それ以降になりましたら、地下1階の夜間通用口をご利用いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、この後、起草部会を開催させていただきますので、起草部会の委員の皆様につきましては、本日は地下1階の11会議室で行ひますので、移動のほうをお願い申し上げます。

本日、こういった時間でござひますので、休憩を挟みまして、7時30分から開始をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、次回の日程は1月31日、午後2時からの開催となります。また、途中る資料等お示しするというふうに申し上げました意見公募等につきましては、またお送りをさせていただきたいと考えてござひますので、次回もよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上でござひます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

では、今日の審議会これにて終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。